

## 第15回行政手続部会終了後記者会見録

- 1．日時：平成29年5月18日（木）
- 2．場所：合同庁舎4号館4階共用443会議室

司会 お待たせいたしました。

それでは、ただいまより第15回行政手続部会の記者会見を行いたいと思います。

会見は、内閣府規制改革推進室参事官の石崎及び大槻が行います。

それでは、お願いします。

石崎参事官 それでは、第15回行政手続部会ということで御説明します。

本日は2つ議題がありまして、1つ目が「行政への入札・契約に関する手続」について、もう一つが「調査（統計調査以外）」に関する取りまとめ（考え方）について、この2つにつきましては、先般、3月末に行政手続部会の中で重点分野を決定するなどの取りまとめを行いました。その中で引き続き検討すべきということになっている2つの事項であります。大槻参事官から具体的な説明をさせていただきます。

大槻参事官 最初の資料1-1をご覧ください。行政への入札・契約の関係でございます。今回は契約の制度がどうなっているかというおさらいと、これまで私どもの把握している利用者のニーズにはこのようなことが挙げられているということをもう一度整理したものでございます。

おめぐりいただいて、2ページ、最初に契約の方式ということで、皆さん御承知かもしれませんが、国との契約の方式には、一般競争契約、指名競争契約、随意契約の3種類がございます。その3種類ごとに契約時の手続が少々異なっておりまして、それが下の表になります。

最初の競争契約時の手続ということについては、（1）一般競争契約、（2）指名競争契約が当てはまるということで、これらについては、最初、競争入札参加資格審査というものがございます。この中で、がありますが、建設工事の契約については、この審査の前に経営事項審査を受けなければならないといったものがございます。公告、通知、入札、開札、このような順番で手続が進んでまいります。

次に、随意契約時の手続ということで、これは随意契約についてのみ当てはまるものですが、随分と、随意契約というのは任意に特定の者を選定するというので、なるべく2人以上の者から見積書を徴するといったことがございます。

3番目が契約の手続ということで、これは（1）から（3）で共通なのですが、契約書を作成し、記名・押印を行う。

3ページの「契約の種類」ですけれども、各省の公示で、おおむね4つの契約の種類があるとされております。1つ目が物品。これは、いろいろな物品の製造、販売、買受け。

2番が役務で、広告等々の役務の提供。3番が建設工事。土木工事等々の土木建築に関する工事。4番目が測量等ということで、測量その他の建設関連業の業務というように分かれています。

このうち、物品・役務と建設工事・測量等で違いがございまして、物品・役務については全省庁の統一の入札参加資格がございまして、この意味としては、ある省に申請をして資格が認められれば、全省庁に有効な資格となるということでございまして、実際に資料にあるような検索サイトもございまして。

建設工事・測量等のところですが、全省庁の統一資格はなくて、各省が資格審査を行っている。建設工事の契約については、先ほど申しましたけれども、経営事項審査というものを受けなければならないといったことがございまして。

次の4ページ、これまで部会で把握している事業者のニーズでございまして、これを手続の段階ごとに分けていきますと、競争契約時の手続では4つに分かれます。1番目の経営事項審査ですけれども、申請書の作成、添付書類の収集コストが高い。2番目の競争入札参加資格のところでは、申請書の作成、添付書類の収集コストが高い、非合理である。また、省庁、地方公共団体ごとに異なる資格の取得や、手続への対応が必要。3番目の入札のところは、入札情報がホームページに適切に掲載されていないため、役所に取りに行かなければならない。オンラインでできないといったことがございまして。開札のところは、オンラインで入札結果が把握できない。随意契約のところは特段、負担感というのは把握しておりません。最後の契約の締結のところは、これも、契約書の作成、添付書類の収集コストが高い。オンラインで契約ができないということがございまして。

資料1-2ですが、今後の進め方ということなのですが、次の者からヒアリングを行うということで、事業者団体の日本商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、中小建設業協会。関係省庁ということで、総務省、国土交通省からのヒアリングを検討しています。昨年秋に事業者アンケートを実施しておりますけれども、その際、入札・契約を負担と回答した者を対象として、追加のアンケート調査を実施する予定です。これらの結果を踏まえて、取りまとめに向けて検討を行うということでございまして。

おめくりいただいて、次ページ以降は、今申しました別途行う追加のアンケート調査の概要でございまして。最初のところに調査の趣旨ということで、入札・契約に関する手続の具体的な負担内容や改善事項についてお伺いしたいということでございまして。各契約の段階、競争契約、随意契約、契約締結に関する手続、こういったことに具体的にどういった負担があるのか。また、どのような解決策が考えられるのかということを書き添えてほしいという趣旨でございまして。

3枚目が具体的な調査票ですが、競争契約のところ、まず、経営事項審査のところですが、記入例の一番上に「『経営事項審査』と『競争参加資格審査申請』に必要な書類が、両者あわせて約種類にも上る。 と は必要性が不明であり、提出の要否を再検討すべきではない

か」。こういったニーズが負担感の裏にあるのであれば、こういったことを書いてほしいということで、記入例をかなり詳しく目に設けたところです。それにつきまして、物品なのか、役務なのか、建設工事なのか、測量等なのか。この場合は建設工事なのですけれども、そういったものに をしていただくという構造になっております。

以下、入札、契約の段階ごとに自由記載欄を中心とする調査票を設けています。2番目が競争入札参加資格の審査の話。その次ページが入札の話。6枚目は随意契約、7枚目は契約締結の関係ということで調査票をつくったところでございます。

引き続きまして、資料2がございますので、これもあわせて説明いたします。

こちらは調査に関する取りまとめの考え方ということで、1番目が調査の取組の対象ということで、取組の対象は、調査票への記入やヒアリング調査への回答を求めることにより行う、事業者に対する調査やアンケートとするということで、(注)として、個別法上、監督官庁等に付与された資料提出命令等々の権限に基づき行う調査については、部会取りまとめにおいて、取組の対象から除外をしているということでございます。

2番目の統計法に基づく統計調査と調査の相違点ということで、2つ目のパラグラフになるのですけれども、統計調査というのは、統計法で、統計の作成を目的として、事実の報告を求めることにより行う調査とされているのに対しまして、調査については、統計法が適用されないので、作成の目的や報告の内容は定められていないということが違いでございます。

これを表であらわしますとその下に出てくる表なのですけれども、統計調査の報告の内容が事実であるのに対して、調査は事実以外になるわけですが、具体的には、意識調査みたいな話あるいは世論調査みたいな話、これは調査に分類されるということでございます。統計の作成以外で目的の区別があるわけですが、統計の作成以外の目的というのは何なのかということなのですが、これは「(個別利用)」と書いてありますけれども、個別の事例を把握して、その結果を個別に利用することを目的とする場合、これは統計の作成とは違うのだよという意味でございまして、こういったものが調査に分類されるということでございます。

最後のパラグラフですが、またこれは違う点なのですけれども、統計調査については総務大臣の事前承認が必要であるのに対して、調査はそうではなくて、各省庁が所掌事務遂行上、必要に応じて随時行うことができる。

こういった違いはあるのですけれども、少し表の上に戻りまして、「一方」というパラグラフがありますが、作成の目的や報告の内容に違いはあっても、事業者目線で考えた場合、調査票への記入など事業所の負担に違いはないということが共通点であるということでございます。

2ページ目、調査の特性を踏まえた検討ということで、(1)が削減目標でございます。今申しましたように、調査というものは随時行われるものであるということであったり、緊急に実施されるものもあるということから、個々の調査を洗い出して、調査の全体像を

把握するのは困難ではないかと考えられます。また、継続的に実施されていないものも多い。要するに1回限りのものです。こういったものもあることから、調査全体に対して削減目標を設定する方法はなじまないと考えられるとしています。

(2)の削減方策のところですが、これも先ほど申しましたように、調査については必要に応じて随時行うものである。一方で、総務大臣の事前審査がないということで、横並びでチェックをする人がいない。こういったことから考えますと、削減方策は何をすべきかという話なのですが、各省庁においては、調査を検討する際に、事業者への負担ができるだけ小さくなるように努めることがコスト削減方策として適切と考えられる。加えて、事業者から、個別の調査について、具体的な改善の提案があった場合には、当該提案に対して対応することが必要と考えられるとしております。

さらに具体的な削減方策ということなのですが、現在、統計改革推進会議において、統計調査の報告者負担の軽減の具体策の検討が行われております。これを参考に、これに準じて検討を行うこととするとしておりまして、4番の具体的な削減方策は今のところ、これを踏まえて検討ということで、本日の段階で御報告できる内容はございませんでした。

今、統計改革推進会議でどのようになっているかということが3ページ目なのですが、4月14日の中間報告というものがあつて、この中で、例えば4(1) 報告者の声を反映する仕組みとありますけれども、これまで各府省で個々に報告者の声を把握していたものを、今後、各府省横断的に、毎年時期を決めて把握をするという方向性が打ち出されています。

2つ目のポツですが、調査の設計のときに、事業者との協働による調査設計を行うといった話も出てきております。

また、 に飛びますが、類似調査の事前確認ということで、各府省で統計調査や各種調査・アンケート等を新たに行おうとする者は、その設計等に先立って、求めるデータの存在の有無や所在を、自府省のEBPM推進統括官に確認する。EBPMというのはEvidence Based Policy Makingの略で、証拠に基づいて施策を進めていこうということなのですが、こういった方向性も出ています。こういったことが今、まさに統計改革のほうにおいて最終取りまとめに向けてさらに議論がされているということですので、これが明らかになった段階で行政手続部会の検討もさらに続けていくといったことを考えてございます。

以上でございます。

司会 それでは、質問をお受けしたいと思っております。御質問がある方は挙手の上、当てられましたら、御所属とお名前をお話しの上、御質問ください。

では、いかがでしょうか。

どうぞ。

記者 読売新聞のアベと申します。

まず確認なのですが、統計の対象なのですが、意識調査だとか世論調査の類いに

ついてということで、そういうところが中心になるということによろしいのでしょうか。

大槻参事官 実は、調査というのは一般的な定義がなく、非常に定義しづらいのですけれども、整理しましたように、世論調査、アンケート調査、こういったものはもちろん入ってくるものがございますし、それ以外でも、事実を聞いているものでも、事例を取り集めたものだとか、そういった調査も入ってくると考えております。

記者 もう一点、削減目標を設定する方法はなじまないとなっておりますが、3月に取りまとめたものについては20%というような削減目標もありましたけれども、委員からどういった意見がありましたでしょうか。

大槻参事官 委員からは、やはり3月の取りまとめがあることを考えると、もう少し知恵を絞って、削減目標を書けるやり方があるのではないかという議論がありましたので、そこは引き続き検討ということでございます。

記者 そうすると、削減目標を設定する可能性もあるということですか。

大槻参事官 そこも含めて、今後検討をさらに続けていきたいと思っております。

司会 そのほかございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、第15回行政手続部会の記者会見を終了いたします。

ありがとうございました。